9月定例会議の開会にあたりまして、提出いたしました諸案件の概要をご説明申し上げますとともに、当面する諸課題につきまして所信を述べさせていただきます。

まず、平成26年8月豪雨について、申し上げます。

7月30日から発生しました今回の豪雨につきましては、全国各地において 大きな被害をもたらしました。

特に、広島市においては、先月20日の大規模な土砂災害によりまして、甚大な被害が発生し、消防庁の発表では、死者・行方不明者を合わせますと74名にも上っており、被災地におきましては、今なお災害復旧の取組が懸命に続けられています。

県民の皆様とともに、今回の災害でお亡くなりになられました方々とそのご 遺族に対しまして、深く哀悼の意を表しますとともに、負傷された方々や避難 生活を余儀なくされている方々に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興 をお祈り申し上げます。

本県におきましても、8月10日に最接近した台風11号や、8月15日から17日にかけての大雨によりまして、県内各地で床下浸水が発生するとともに、道路や河川などについても被害を受けたところでございます。

県といたしましては、一日も早い復旧を目指し、最善を尽くしているところでございまして、本日提出いたしました補正予算案には、今回の被害からの本格復旧に向けた経費を盛り込んでいるところでございます。

こうした豪雨による災害の発生は、今後も予想されるところであり、県民の 皆様が安全・安心に暮らしていただけるよう、防災対策にしっかりと取り組ん でまいる所存でございます。

特に、今回大きな被害をもたらした土砂災害につきましては、ハード対策と併せて、危険性のある区域を「土砂災害警戒区域」として指定した上で、警戒避難体制の整備や危険箇所への新規住宅の立地抑制などのソフト対策を充実させていくことが重要となります。

国におきましても、今回の広島市における土砂災害を教訓として、土砂災害 警戒区域の指定について、より一層の促進などを図るため、土砂災害防止法の 改正が検討されているところでございます。

本県といたしましても、法改正に向けて、土砂災害警戒区域の指定に係る基礎調査費用の支援拡充をはじめとして、国による住民理解を促進するための広報・啓発や市町の避難勧告発令に対する支援などについて、しっかりと法律に位置づけられるよう、緊急提案を行ったところでございます。

土砂災害警戒区域の指定は、土砂災害から命を守るための警戒避難体制の整備や安全な住まい方への誘導の基本となるものであり、早期に区域指定ができるよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、関西ワールドマスターズゲームズ2021について、申し上げます。

関西ワールドマスターズゲームズ2021につきましては、これまで、本県における開催種目に関する市町や競技団体の意向等を踏まえ、その参画について、検討を行ってまいりました。

今般、本県の特性や魅力を活かした競技や種目を中心に、一定の目途が立ちましたことから、現在、設立準備が進められております組織委員会に、本県も速やかに参画してまいりたいと考えております。

本県において、関西ワールドマスターズゲームズ2021を開催することにより、生涯スポーツの振興を図り、県民の皆様が、生涯を通して健康で生き生きとした生活を送るとともに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2024年の国民体育大会・全国障害者スポーツ大会において、競技をされる方だけでなく、サポートする方々など多くの方に関わっていただく中で、県民の皆様の心をつなぎ、人と地域が「キラリ」と輝く共生社会を実現していくことにつなげてまいりたいと考えております。

併せまして、「滋賀の力」である「文化とスポーツの力」、「交通と観光の力」 を活かして、この機会に少しでも多くの方に本県にお越しいただき、歴史・文 化遺産と自然の宝庫である滋賀の魅力を全国に発信し、滋賀・びわ湖ブランド の向上にもつなげてまいりたいと考えております。 今後も、県議会の皆様のご理解を得た上で、市町や競技団体、経済団体など、 関係団体との協議も重ねながら、本県での開催の成功を目指し積極的に取り組 んでまいる所存でございます。

次に、補正予算案について、申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算成立後の諸情勢の変化や国庫補助負担金の内定 状況などを考慮いたしまして、必要な予算措置を講じようとするものでござい ますが、特に7月定例会議において申し上げた「草の根自治の滋賀」の発展、「共 生社会・滋賀」の創造、「経済と雇用の滋賀」の実現という3つの理念に基づく 9つの重点課題に対しましては、積極的かつ速やかに対応することといたしま した。

まず、一般会計における主な事業について申し上げますと、今ほどもご説明しました、台風11号とその後の大雨による被害からの本格復旧に係る経費や関西ワールドマスターズゲームズ2021への参画に必要となります負担金を計上いたしております。

また、喫緊の課題となっております児童虐待への対応といたしまして、大津市と高島市を管轄する新たな子ども家庭相談センターを大津市内に開設するため、その施設の設計に要する経費を計上しております。

新たなセンターを含めた3センター体制で、児童虐待から子どもの命を守り、 子どもの最善の利益が確保されるよう、迅速かつきめ細かな児童虐待対応に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

併せまして、旺盛な繁殖力があり、琵琶湖の生態系への悪影響が懸念されますオオバナミズキンバイにつきまして、生育面積が急速に拡大していることが確認されましたことから、拡大防止に向けた徹底的な駆除の実施に係る経費を計上しております。

このほか、経済雇用対策といたしましては、中小企業の皆様の経営安定等を 図るため、中小企業振興資金の貸付枠を拡大しますとともに、若年者向け企業 説明会の開催に要する経費なども計上しております。

こうした結果、一般会計予算の総額について、23億6,124万8千円の

増額補正を行おうとするものでございます。

また、特別会計につきましては、流域下水道事業において、下水道に流入する不明水の発生箇所を絞り込むための調査に要する経費を計上するとともに、 入札等により不用となったものなどについて、現時点で精査することによりまして、2億6,131万6千円の減額補正を行おうとするものでございます。

次に、滋賀県環境総合計画の改定について、申し上げます。

滋賀県環境総合計画につきましては、第三次計画を平成21年に策定して以来、5年が経過しており、この間、環境を取り巻く状況は大きく変化しております。

地球温暖化の進行、生物多様性の損失、森林破壊など地球規模の環境問題に対する危機感は、従来にも増して高まってきており、とりわけ、本県では、琵琶湖の栄養塩バランスやプランクトンの質的な変化、外来水生植物「オオバナミズキンバイ」の生息域の拡大、ニホンジカの食害による森林植生の衰退など、新たな課題が生じております。

一方、東日本大震災を契機に、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方を見つめ直し、持続可能な社会へと転換していく必要性が改めて意識されるようになってまいりました。

こうしたことを踏まえまして、今後の本県の環境施策の着実な推進を図るため、現行の計画を第四次計画として改定しようとするものでございます。

今回提出しております改定案におきましては、環境を取り巻く状況の変化や環境に対する意識の変化などを踏まえつつ、「いのち」の基盤であり、「いのち」をつなぐ場でもある環境を、めぐみ豊かな状態で未来へとつなぐことは、今を生きる私たちの責務であるとの思いを込めて、目指すべき将来の姿を「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」といたしました。

この将来の姿の実現に向けまして、現行計画の目標を基礎としながら、「環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造」、「琵琶湖環境の再生と継承」、「低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現」という3つの基本目標を掲げております。

また、この基本目標のもとに、平成30年度までの5年間の環境保全に関する施策の方向性を示すとともに、複雑・多様化する環境問題に柔軟に対応し、施策を効果的に展開していくための仕組みについても具体的に提示させていただいたところでございます。

琵琶湖とともに歩んできた滋賀のこれまでの経験と知恵を活かしながら、県民の皆様、企業・事業者、NPOの皆様、そして市町とも一緒になって、琵琶湖とともに、心をつなぎ、力を一つにして「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現に向け、取り組んでまいる所存でございます。

次に「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進本部」の設置について、申 し上げます。

我が国は、人口減少局面に突入するとともに、世界的にも類を見ない超高齢 社会が到来しようとしております。

本県におきましても、国立社会保障・人口問題研究所によりますと、2015年をピークとして人口減少に転じると予測されており、事実、既に人口減少に転じている市町もございます。

人口減少社会では、生産年齢人口の減少による生産力の低下や、社会保障関係費の増大、農山村地域の過疎化の進展、地域コミュニティの希薄化・弱体化など、様々な課題の発生が懸念されるところであり、県内の一部地域では既に深刻な問題ともなっております。

このような中で、国においては、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置されたところでありますが、本県におきましても、この重要かつ喫緊の課題への対応を図るため、将来を見据えた豊かな滋賀を如何につくっていくかが、重要であるとの認識のもと、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進本部」を設置し、全庁を挙げて取り組むことといたしました。

当面の対策といたしましては、県内でも地域により人口減少や高齢化の進行の度合いは異なり、その課題は多様でありますことから、現場に足を運び、対話を行うことにより、実情を把握し、市町や民間団体等と連携して、実効的な施策を検討した上で、施策構築や予算編成において、それらを具体化し、部局横断で推進してまいりたいと考えております。

また、国等に対する提案・要請活動や、国の「まち・ひと・しごと創生本部」 の動きに呼応した施策などにも取り組んでまいりたいと考えております。

目前に迫った人口減少・超高齢社会の課題克服に向けて、危機感を共有しつつも、悲観に陥ることなく、人間の生活や自然との共生などの面において、人口が減少することによりプラスに作用する点も見出しながら、明日の豊かな滋賀を創造してまいる所存でございます。

次に、新たな基本構想の策定について、申し上げます。

現行の「滋賀県基本構想」につきましては、今年度末で計画期限を迎えますことから、今般、長期的な視点に立って滋賀の将来を描きながら、中期的な県政の方向性を明確にするため、新たな基本構想を策定することといたしました。

本格的な人口減少社会と超高齢社会の到来や東日本大震災を契機とした価値観の変化など、時代の大きな転換期を迎える中、新たなエネルギー制約をはじめとして、異常気象による自然災害の発生、経済や環境問題などのグローバル化など多くの課題に直面し、県民の皆様の間には、さまざまな不安が広がっております。

こうした不安を安心に変え、そして、希望に変えることが、まさに、これからの県政に求められております。

「人の力」を活かし「いのち」を守ること、琵琶湖や自然と共に生き、すべての人に居場所と出番があること、そして、持続可能な社会へ転換していくためのエネルギー政策や滋賀の潜在力を活かした力強い「経済と雇用」に向けた政策などに取り組むことにより、誰もが将来への夢や希望を持ち、豊かさが実感できる、人と地域が輝く滋賀を実現してまいりたいと考えております。

今後、県議会の皆様からも十分ご意見をいただきながら、これからの滋賀を 県民の皆様と共有する基本構想として取りまとめてまいりたいと考えておりま すので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、赤堀議長をはじめ、県関係者とともに参加してまいりました第15回 世界湖沼会議について、ご報告申し上げます。 今回の世界湖沼会議は9月1日から5日まで、イタリア共和国ペルージャにおいて、「湖は地球を映し出す鏡」というテーマで開催されたところでございますが、滋賀県の提唱により1984年に第1回会議が開催されてからちょうど30周年という節目を迎える会議でもございました。

第1回の会議において基調講演をされました国連環境計画のトルバ事務局長は、「湖沼はまさに思春期であり、開発・経済・成長のはざまで心を痛めている」と述べられ、環境と開発の調和の必要性を訴えられました。

私は今回の会議において、世界湖沼会議を提唱した滋賀県の知事として開会 式であいさつをさせていただく中で、このトルバ氏の言葉はいまだ色あせず、 「研究者だけでなく、行政や住民も参加して課題を共有し議論する」という世 界湖沼会議の理念とともに、現在においてより重要性を増していると訴えてき たところでございます。

併せて、世界の湖沼環境改善のために世界湖沼会議が果たしてきた役割や貢献を振り返るとともに、せっけん運動と富栄養化防止条例の制定や、マザーレイク21計画に基づく琵琶湖総合保全の取組など、本県の先進的な環境行政を世界に向けて発信してまいりました。

今回の会議を通して、改めて、30年にわたりこの世界湖沼会議を主導してきた本県の取組を誇りに思いますとともに、責任の重大性を感じているところであり、「琵琶湖と人との共生」を目指す滋賀県の知事として、琵琶湖の保全について決意を新たにしたところであります。

今後とも、湖沼会議の成果を皆で確認・共有しつつ、「草の根自治」により培ってきた本県ならではのノウハウを活かして、引き続き琵琶湖を、また世界の湖沼を守ってまいりたいと考えております。

それでは、本日提出をいたしました案件の概要につきまして、ご説明申し上 げます。

まず、予算案件でございますが、

先ほどご説明申し上げましたとおり、議第138号は、一般会計の補正予算でございまして、総額で23億6,124万8千円の増額補正を行おうとする

ものでございますし、

議第139号は、流域下水道事業特別会計の補正予算でございまして、総額で2億6,131万6千円の減額補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございますが、

議第140号は、薬事法等の一部を改正する法律等による薬事法等の一部改正に伴い、関係条例について規定の整備等を行うため、所要の改正を行おうとするものでございますし、

議第141号は、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県職員退職手当条例ほか2条例の一部を改正しようとするものでございます。

議第142号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律等による意見の聴取を、滋賀県個人情報保護審議会に対して行 うこととするため、改正を行おうとするものでございますし、

議第143号は、児童福祉法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県児童福祉法第62条の6の規定に基づく過料に関する条例ほか1条例の一部を改正しようとするものでございます。

議第144号は、少年院法および少年鑑別所法の施行ならびに旧少年院法の 廃止に伴い、必要な規定の整理を行うため、改正を行おうとするものでござい ます。

次に、その他の案件でございますが、

議第145号から148号までは、一般会計および各特別会計、ならびに病院事業会計など、公営企業3会計の平成25年度決算につきまして、認定を求めようとするものでございます。

議第149号から151号までは、契約の締結について、

議第152号は、財産の出資について、

議第153号から157号までは、権利放棄について、

議第158号は、税外未収金に係る請求訴訟の提起について、

議第159号は、損害賠償の額を定めることについて、

議第160号から162号までは、平成26年度において県が行う建設事業等に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

議第163号は、病院事業資本剰余金の処分について、

議第164号は、公立大学法人滋賀県立大学定款の変更について、

議第165号は、滋賀県環境総合計画の改定について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。